

## 第7 ぼうこう又は直腸機能障害



## 第7 ぼうこう又は直腸機能障害

### 障害程度等級表

級別	ぼうこう又は直腸機能障害
1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

#### 一 障害程度等級表解説

1 等級表1級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるものをいう。

- a 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態（注1）があるもの
- b 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態（注1）及び高度の排尿機能障害（注2）があるもの
- c 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻（注3）を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（注1）又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態（注4）があるもの
- d 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（注1）及び高度の排便機能障害（注5）があるもの
- e 治癒困難な腸瘻（注3）があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態（注4）及び高度の排尿機能障害（注2）があるもの

2 等級表3級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもつもの
- b 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態（注1）又は高度の排尿機能障害（注2）があるもの
- c 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻（注3）を併せもつもの
- d 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（注1）又は高度の排便機能障害（注5）があるもの
- e 治癒困難な腸瘻（注3）があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態（注4）又は高度の排尿機能障害（注2）があるもの

- f 高度の排尿機能障害（注2）があり、かつ、高度の排便機能障害（注5）があるもの

**3 等級表4級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。**

- a 腸管又は尿路変向（更）のストマをもつもの
- b 治癒困難な腸瘻（注3）があるもの
- c 高度の排尿機能障害（注2）又は高度の排便機能障害（注5）があるもの

**4 障害認定の時期**

- (1) 腸管のストマ、あるいは尿路変向（更）のストマをもつものについては、ストマ造設直後から、そのストマに該当する等級の認定を行う。  
「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」（注1）の合併によって上位等級に該当する場合、申請日がストマ造設後6か月を経過した日以降の場合はその時点で該当する等級の認定を行い、ストマ造設後6か月を経過していない場合は、6か月を経過した日以降、再申請により再認定を行う。
- (2) 「治癒困難な腸瘻」（注3）については、治療が終了し、障害が認定できる状態になった時点で認定する。
- (3) 「高度の排尿機能障害」（注2）、「高度の排便機能障害」（注5）については、先天性疾患（先天性鎖肛を除く）による場合を除き、直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因する障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する障害発生後6か月を経過した日以降をもって認定し、その後は状態に応じて適宜再認定を行う。

(注1) 「ストマにおける排尿・排便（又はいずれか一方）処理が著しく困難な状態」とは、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形、又は不適切なストマの造設個所のため、長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態のものをいう。

(注2) 「高度の排尿機能障害」とは、先天性疾患による神経障害、又は直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因し、完全尿失禁、カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態のものをいう。

なお、完全尿失禁とは、「カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態」にあるものが、何らかの理由でこれらの対応がとれない場合に結果として生じる状態をいう。

(注3) 「治癒困難な腸瘻」とは、腸管の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻孔（腸瘻）から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によっても閉鎖の見込みのない状態のものをいう。

(注4) 「腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」とは、腸瘻においてストマ用装具等による腸内容の処理が不可能なため、軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある状態のものをいう。

(注5)「高度の排便機能障害」とは、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害、又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術(注6)に起因し、かつ、

ア 完全便失禁を伴い、治療によって軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある状態

イ 1週間に2回以上の定期的な用手摘便を要する高度な便秘を伴う状態のいずれかに該当するものをいう。

(注6)「小腸肛門吻合術」とは、小腸と肛門歯状線以下(肛門側)とを吻合する術式をいう。

なお、先天性鎖肛に対する「小腸肛門管吻合術」については、肛門括約筋の機能が残存することから認定対象とはしない。

(注7)障害認定の対象となるストマは、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。

## 5 その他の留意事項

### (1) 尿路変向(更)のストマについて

ア 尿路変向(更)のストマについては、腎瘻、腎盂瘻、ぼうこう瘻、回腸(結腸)導管などが対象である。

イ 一方の腎臓のみの障害で尿路変向(更)している場合や、ぼうこうを摘出しなくても永久的にストマ造設したものであれば該当する。

### (2) ストマの「永久的造設」について

ストマ造設の期間については、具体的な期間を明示できるものではないが、回復する見込がほとんど無いものを想定しており、仮に状態の変化が予想されるのであれば、将来再認定を付した上で、認定することとする。

### (3) 長期のストマ用装具の装着が困難となるようなストマの変形について

ストマの変形とは、陥没、狭窄、不整形の瘢痕、ヘルニアなどである。(注1参照)

### (4) ストマ造設以外の瘻孔(腸瘻)について

「治癒困難な腸瘻」において、「ストマ造設以外の瘻孔(腸瘻)」には、腸内容の大部分の洩れがある場合の「ちつ瘻」も含まれる。(注3参照)

### (5) 「高度の排尿又は排便機能障害」の対象となるものについて

「高度の排尿機能障害」とは、先天性疾患による神経障害、又は直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう(新ぼうこう)による神経因性ぼうこうに起因するものに限られ、「高度の排便機能障害」とは、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害、又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因するものに限られている。

従って、事故などによる脊髄損傷又は厳密には先天性疾患とは言えない脳性麻痺については、対象とはならない。

## 記 載 要 領 （ぼうこう又は直腸）

### ぼうこう機能障害の場合は

- ①「尿路変向（更）のストマ」を造設しているか
- ②「ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態」があるか
- ③「高度の排尿機能障害」があるか

等の諸点について判定し、

### 直腸機能障害の場合は

- ①「腸管のストマ」を造設しているか
- ②「ストマにおける排便処理が著しく困難な状態」があるか
- ③「治癒困難な腸瘻」があるか
- ④「腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」があるか
- ⑤「高度の排便機能障害」があるか

等の諸点について判定することを主目的とする。

記載すべき事項は、障害名、その原因となった疾患、手術、日常生活における制限の状態、障害の認定に関する意見、具体的所見である。

## 総括表 身体障害者診断書・意見書（ぼうこう又は直腸機能障害用）

### ① 「障害名」欄

「ぼうこう機能障害」「直腸機能障害」「ぼうこう直腸機能障害」と記載する。

ただし、この障害名だけでは障害の状態が具体的ではないので、できるだけ詳細に記載する。

（「ぼうこう全摘、回腸導管」「尿管皮膚瘻」「高度の排尿機能障害」「人工肛門」「治癒困難な腸瘻」「高度の排便機能障害」等）

### ② 「原因となった疾病・外傷名」欄

原因疾患名はできる限り正確に書く。

（「ぼうこう腫瘍」「クローン病」「潰瘍性大腸炎」「直腸腫瘍」「二分脊椎」「先天性鎖肛」等）

### ③ 「疾病・外傷発生日」欄

疾病・外傷発生日の記載については、初診日でもよく、不明確な場合は推定年月日を記載する。

### ④ 「参考となる経過・現症」欄

ぼうこう機能障害の状態（尿路変向（更）の状態あるいは高度の排尿機能障害の状態等）、直腸機能障害の状態（腸管のストマの状態あるいは高度の排便機能障害の状態等）と、そのために日常生活活動がどのように制限されているのかを記載する。

### ⑤ 「総合所見」欄

認定に必要な事項、すなわち尿路変向（更）の種類、腸管のストマの種類、高度な排尿又は

排便機能障害の有無、治癒困難な腸瘻の種類、その他軽快の見込みのないストマや腸瘻等の周辺の皮膚の著しいびらんの有無、又は日常生活活動の制限の状態等を記載する。

#### ※将来再認定について

将来再認定の「要・不要」の別について必ずどちらかに○印を記載する。

将来再認定を「要」とする場合は、「軽度化・重度化」の別も必ずどちらかに○印を記載し、将来再認定の時期等も必ず記載する。

再認定が必要な例 【将来再認定  (軽度化・重度化) ・不要】  
【再認定の時期 1年後・ 3年後・5年後】

⑥ 診断年月日、医療機関名、診療担当科名、医師氏名欄を必ず記載し押印すること。

⑦ 身体障害者福祉法第15条第3項の意見（指定医の意見）欄

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

・該当する

・該当しない のどちらかに○印を記入してください。

障害程度等級についての参考意見

○ 級相当 必ず等級を記入してください。

## 診断書様式（ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見）

1 「ぼうこう機能障害」について

ぼうこう機能障害については、尿路変向（更）のストマがあるか、高度の排尿機能障害があるか等について判定する。

尿路変向（更）のストマについては、種類と術式について記載するとともに、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態がある場合には、その詳細について診断書の項目にそって記載する。またストマの部位やびらんの大きさ等については詳細に図示する。

高度の排尿機能障害については、神経障害の原因等について診断書の項目にそって記載するとともにカテーテル留置や自己導尿の常時施行の有無等の状態・対応についても記載する。

2 「直腸機能障害」について

「直腸機能障害」については、腸管のストマがあるか、あるいは治癒困難な腸瘻があるか、あるいは高度の排便機能障害があるかについて記載する。

腸管のストマについては、種類と術式について記載するとともに、ストマにおける排便処理

が著しく困難な状態がある場合は、その詳細について診断書の項目にそって記載する。またストマの部位やびらんの大きさ等については、詳細に図示する。

治癒困難な腸瘻については、原因疾患と瘻孔の数について記載するとともに、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態がある場合には、その詳細について診断書の項目にそって記載する。また腸瘻の部位や大きさ等については詳細に記載する。

高度の排便機能障害については、原因疾患等を診断書の項目にそって記載するとともに、完全便失禁や用手摘便等の施行の有無の状態・対応についても記載する。

## ぼうこう・直腸機能障害の等級診断のポイント（早見表）

（4級以外1種）

障害程度等級表	1 級					2級	3 級					4 級			
	ぼうこう又は直腸の機能の障害により <b>自己の身の</b> 日常生活活動が <b>極度に</b> 制限されるものであり、かつ						ぼうこう又は直腸の機能の障害により <b>家庭内での</b> 日常生活活動が <b>著しく</b> 制限されるもの					ぼうこう又は直腸の機能の障害により <b>社会での</b> 日常生活活動が <b>著しく</b> 制限されるもの			
	次のa～eのいずれかに該当するもの						次のa～fのいずれかに該当するもの					次のa～cのいずれかに該当するもの			
	a	b	c	d	e		a	b	c	d	e	f	a	b	c
腸管のストマ（注1）	●	●					●	●					● 又は		
尿路変向(更)のストマ(注1)	●		●	●			●		●	●			● 又は		
治癒困難な腸瘻（注3） （治療終了後認定）			●		●				●		●			●	
腸瘻において腸内の排泄処理が著しく困難な状態（注4）			●		●						●				
いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態（注5） （6カ月規制有り）	●														
ストマにおける排便処理が著しく困難な状態（6カ月規制有り）		●	又は				●								
ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（6カ月規制有り）				●	●					● 又は					
高度の排便機能障害（注6） （6カ月規制有り）				●			又は			● 又は	又は	●			● 又は
高度の排尿機能障害（注7） （6カ月規制有り）		●			●		●			●	●	●			● 又は

（注1） 障害認定の対象となるストマは、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。ストマ造設直後から、そのストマに該当する等級の認定を行う。

（注2）（6カ月規制有り）の場合、ストマ造設後6カ月を経過していない場合は下位の級として認定し、6カ月を経過した日以降、再申請により障害更新する。又、高度の排尿・排便機能障害は、障害発生後6カ月を経過した日以降をもって認定し、その後は状態に応じて適宜再認定を行う。

（注3） 腸管の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻孔（腸瘻）から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によって閉鎖の見込みのない状態のものをいう。

（注4） 腸瘻においてストマ用器具等による腸内容の処理が不可能なため、軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある状態のものをいう。

（注5） 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形、又は不適切なストマの造設個所のため、長期間にわたるストマ用器具の装着が困難な状態のものをいう。

（注6） 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害、又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因し、かつ（ア）完全便失禁を伴い、治療によって軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある状態（イ）1週間に2回以上の定期的な用手摘便を要する高度な便秘を伴う状態のいずれかに該当するものをいう。従って、事故などによる脊髄損傷又は厳密には先天性疾患とは言えない脳性麻痺については、対象とはならない。

（注7） 先天性疾患による神経障害、直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因し、完全尿失禁、カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態のものをいう。従って、事故などによる脊髄損傷又は厳密には先天性疾患とは言えない脳性麻痺については、対象とはならない。

診断年月日欄

医療機関名、指定医氏名欄

再認定欄

は記載済みですか。

( 記入例 )

身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用)

総括表

氏 名	昭和37年12月22日生	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
住 所		
障害名(部位を明記)	ぼうこう直腸機能障害	
原因となった 疾病・外傷名	直腸癌	外傷・ <input checked="" type="radio"/> 疾病 先天性・その他( )
疾病・外傷発生日	平成29年 5月頃	
参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)	平成29年 5月20日 直腸癌にて直腸切除術、人工肛門造設 神経叢への癌転移により術後常時カテーテル留置 ストマ造設年月日 平成29年 5月20日 障害固定又は障害確定(推定)平成29年 5月20日	
総合所見(再認定の項目も記入)	左下腹部にS状結腸による人工肛門を造設。離脱の見込みなく永久的ストマ カテーテル留置後半年を經過していないため直腸機能障害のみの認定とし、1年後の 再認定を付す 〔将来再認定 要(軽度化・ <input checked="" type="radio"/> 重度化)・不要) 〔再認定の時期 <input checked="" type="radio"/> 1年後 <input type="radio"/> 3年後・5年後〕	
その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 平成29年6月10日 病院又は診療所の名称 病院 電話 ( ) 所 在 地 診 療 担 当 科 名 外 科 医師氏名 <input checked="" type="radio"/> 印		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ <input checked="" type="radio"/> 該当する ・該当しない。	障害程度等級についての参考意見 4 級相当	

注 障害区分や等級決定のため、八王子市から改めて問い合わせる場合があります。

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

【記入上の注意】

- ・ ぼうこう機能障害及び直腸機能障害については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・ 1 から 3 までの各障害及び障害程度の等級の欄については、該当する項目の に✓を入れ、必要事項を記述すること。
- ・ 障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

1 ぼうこう機能障害

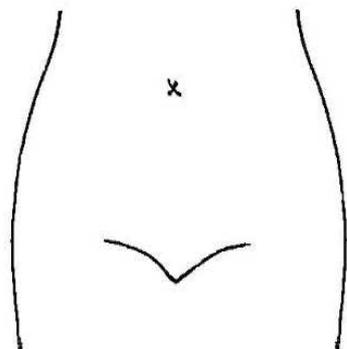
尿路変向(更)のストマ

(1) 種類、術式等

- ア 種類
- 腎瘻 (じんろう)      腎盂瘻 (じんろう)
  - 尿管瘻 (ろう)      ぼうこう瘻 (ろう)
  - 回腸(結腸)導管
  - その他 ( )
- イ 術式 ( )
- ウ 手術日 ( )

(2) ストマにおける排尿処理の状態(長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無)

- 有 (理由)
- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位及び大きさについて図示)
  - ストマの変形
  - 不適切な造設箇所



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

無

高度の排尿機能障害

(1) 原因

神経障害

- 先天性 ( ) (例：二分脊椎 等)
- 直腸の手術
  - ・ 術式 ( **直腸管切除** )
  - ・ 手術日 ( **平成 29 年 5 月 20 日** )

(2) 排尿機能障害の状態及び対応

- カテーテルの常時留置
- 自己導尿の常時施行
- 完全尿失禁

自然排尿型代用ぼうこう

- ・ 術式 ( )
- ・ 手術日 ( 年 月 日 )

その他

術後6か月を経過していないため、高度の排尿機能障害とは判断できず4級相当となります。

## 2 直腸機能障害

### 腸管のストマ

(1) 種類、術式等

- ア 種類 ( 空腸・回腸ストマ  
 上行・横行結腸ストマ  
 下行・S状結腸ストマ  
 その他 ( ) )
- イ 術式 ( 人工肛門造設術 )
- ウ 手術日 ( 平成29年 5月20日 )

(2) ストマにおける排便処理の状態 (長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無)

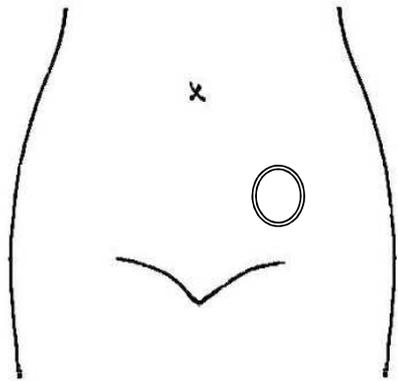
有  
(理由)

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある  
(部位及び大きさについて図示)

ストマの変形

不適切な造設箇所

無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

### 治癒困難な腸瘻<sup>ろう</sup>

(1) 原因

- ア 放射線障害  
 疾患名 ( )
- イ その他  
 疾患名 ( )

(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態

大部分

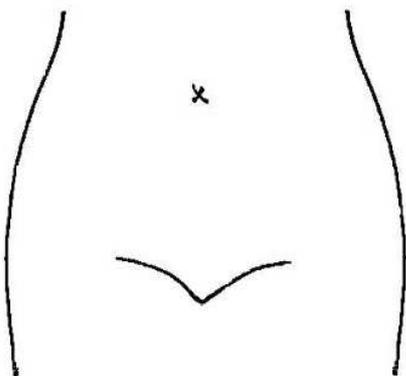
一部分

(2) 瘻孔の数 ( 個 )

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位及び大きさについて図示)

その他



(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

## 高度の排便機能障害

### (1) 原因

先天性疾患に起因する神経障害  
(  
(例：二分脊椎 等)

その他

先天性鎖肛に対する肛門形成術  
手術日 ( 年 月 日 )

小腸肛門吻合術  
手術日 ( 年 月 日 )

### (2) 排便機能障害の状態・対応

完全便失禁

軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚  
の著しいびらんがある

週に2回以上の定期的な用手摘便が  
必要

その他 ( )

## 3 障害程度の等級

### (1) 1級に該当する障害

腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの

腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの

尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

### (2) 3級に該当する障害

腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの

腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの

尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

### (3) 4級に該当する障害

腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの

治癒困難な腸瘻があるもの

高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があるもの

( 記入例 )

身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用)

総括表

氏 名	昭和23年6月25日生	<input checked="" type="radio"/> 男 女
住 所		
障害名(部位を明記)	ぼうこう機能障害	
原因となった 疾病・外傷名	ぼうこう腫瘍	外傷・ <input checked="" type="radio"/> 疾病 先天性・その他( )
疾病・外傷発生日	平成29年 5月20日	
参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)	平成29年 4月17日にぼうこう腫瘍にて来院。 平成29年 5月20日ぼうこう全摘及び回腸導管造設術を施行。  ストマ造設年月日 平成29年 5月20日 障害固定又は障害確定(推定)平成29年 5月20日	
総合所見(再認定の項目も記入)	手術直後にて貧血も強い。歩行等にも困難あり。  〔将来再認定 要(軽度化・重度化) <input checked="" type="radio"/> 不要〕 〔再認定の時期 1年後・3年後・5年後〕	
その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 平成29年6月10日 病院又は診療所の名称 病院 電話 ( ) 所 在 地 診 療 担 当 科 名 泌尿器 科 医師氏名 <input checked="" type="radio"/> 印		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ <input checked="" type="radio"/> 該当する。 ・該当しない。	障害程度等級についての参考意見  4 級相当	

注 障害区分や等級決定のため、八王子市から改めて問い合わせる場合があります。

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

【記入上の注意】

- ・ ぼうこう機能障害及び直腸機能障害については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・ 1 から 3 までの各障害及び障害程度の等級の欄については、該当する項目の に✓を入れ、必要事項を記述すること。
- ・ 障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

1 ぼうこう機能障害

☑ 尿路変向(更)のストマ

(1) 種類、術式等

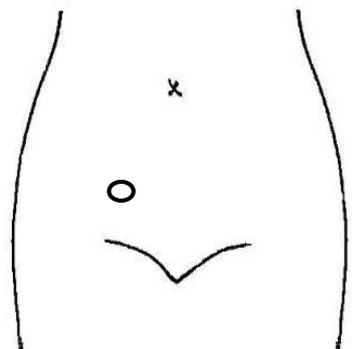
- ア 種類
- 腎瘻 じんろう      腎盂瘻 じんろうろう
  - 尿管瘻 ろう      ぼうこう瘻 ろう
  - ☑ 回腸(結腸)導管
  - その他 ( \_\_\_\_\_ )
- イ 術式 ( 回腸導管造設 )
- ウ 手術日 ( 平成29年 5月20日 )

(2) ストマにおける排尿処理の状態(長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無)

- 有  
(理由)
- ☑ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある  
(部位及び大きさについて図示)
  - ストマの変形
  - 不適切な造設箇所

無

「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」の合併によって上位等級に該当する場合、ストマ造設後6か月経過した後に判断することとしているため、このケースではストマ造設後6か月を経過していないので、4級相当となります。



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

高度の排尿機能障害

(1) 原因

- 神経障害
- 先天性 ( \_\_\_\_\_ )  
(例：二分脊椎 等)
  - 直腸の手術
    - ・ 術式 ( \_\_\_\_\_ )
    - ・ 手術日 ( \_\_\_\_\_ 年 月 日 )
- 自然排尿型代用ぼうこう
- ・ 術式 ( \_\_\_\_\_ )
  - ・ 手術日 ( \_\_\_\_\_ 年 月 日 )

(2) 排尿機能障害の状態及び対応

- カテーテルの常時留置
- 自己導尿の常時施行
- 完全尿失禁
- その他

( \_\_\_\_\_ )

## 2 直腸機能障害

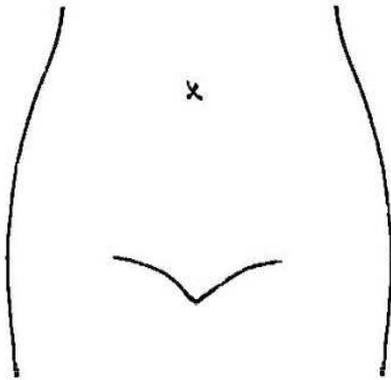
### 腸管のストマ

(1) 種類、術式等

ア 種類 { 空腸・回腸ストマ  
上行・横行結腸ストマ  
下行・S状結腸ストマ  
その他 ( \_\_\_\_\_ )

イ 術式 ( \_\_\_\_\_ )

ウ 手術日 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 )



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

(2) ストマにおける排便処理の状態 (長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無)

有  
(理由)

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位及び大きさについて図示)

ストマの変形

不適切な造設箇所

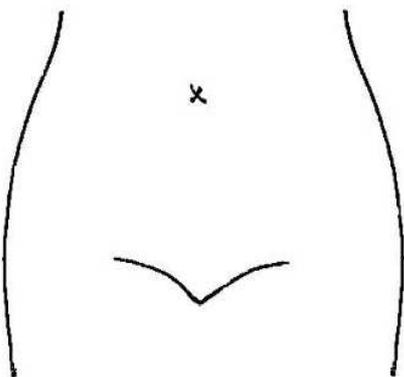
無

### 治癒困難な腸瘻<sup>ろう</sup>

(1) 原因

ア 放射線障害  
疾患名 ( \_\_\_\_\_ )  
イ その他  
疾患名 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 瘻孔の数 ( \_\_\_\_\_ 個)



(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態

大部分

一部分

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位及び大きさについて図示)

その他

( \_\_\_\_\_ )

## 高度の排便機能障害

### (1) 原因

先天性疾患に起因する神経障害  
( \_\_\_\_\_ )  
(例：二分脊椎 等)

#### その他

先天性鎖肛に対する肛門形成術  
手術日 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 )  
小腸肛門吻合術  
手術日 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 )

### (2) 排便機能障害の状態・対応

完全便失禁

軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚  
の著しいびらんがある

週に2回以上の定期的な用手摘便が  
必要

その他 ( \_\_\_\_\_ )

## 3 障害程度の等級

### (1) 1級に該当する障害

腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの

腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの

尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

### (2) 3級に該当する障害

腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの

腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの

尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

### (3) 4級に該当する障害

腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの

治癒困難な腸瘻があるもの

高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があるもの